

(参考資料)

在宅自己注射指導管理料について ①

C101 在宅自己注射指導管理料

○ 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に月に1回に限り算定する。

1 複雑な場合*		1,230点
2 1以外の場合	イ 月27回以下の場合	650点
	ロ 月28回以上の場合	750点

* 複雑な場合については、間歇注入シリンジポンプを用いて自己注射を行っている患者に対して、ポンプの状態、投与量等の確認、調整等を行った場合に算定する。

[在宅自己注射を実施するに当たっての留意事項]

○ 患者に対する注射は、医師等の有資格者が実施することが原則であるが、在宅自己注射を実施するに当たっては以下の点に留意する。

ア 在宅自己注射に係る指導管理は、当該在宅自己注射指導管理料の算定の対象である注射薬の適応となる疾患の患者に対する診療を日常の診療において行っており、十分な経験を有する医師が行う。

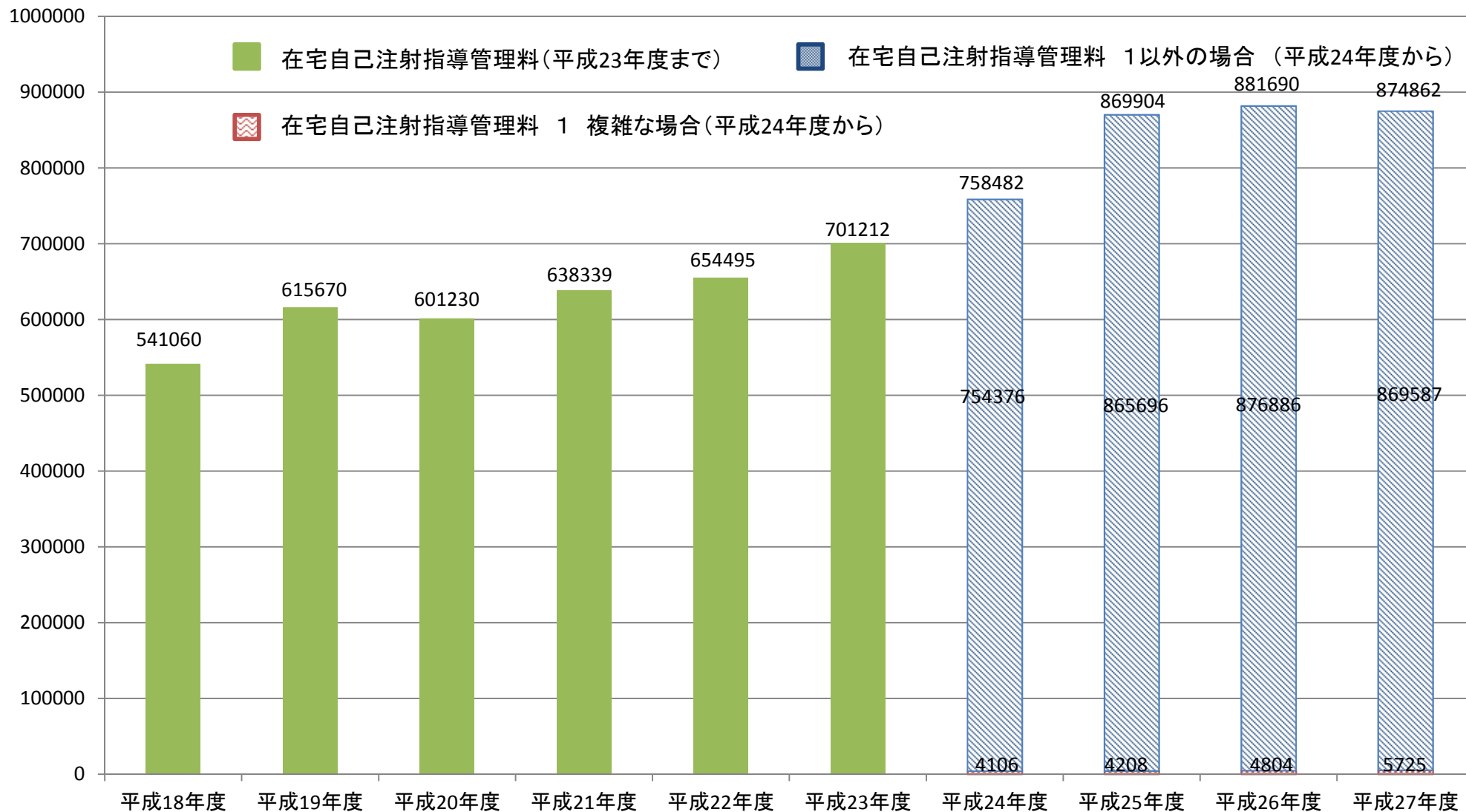
イ 在宅自己注射の導入前には、入院又は週2回若しくは3回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間を取り、十分な指導を行う。

ウ かかりつけ医師と異なる医師が在宅自己注射に係る指導管理を行う場合には、緊急時の対応等について当該かかりつけ医師とも十分な連携を図る。

エ 在宅自己注射の実施に伴う廃棄物の適切な処理方法等についても、併せて指導を行う。

在宅自己注射指導管理料について ②

＜直近10年間の在宅自己注射指導管理料の算定回数＞



算定回数
回/月

出典: 社会医療診療行為別統計

在宅自己注射指導管理料の主な対象薬剤と注射頻度

一般名	製品名	頻度
インスリン製剤	ノボラピッドミックス注	1日1～2回
	トレシーバ注	1日1回
性腺刺激ホルモン製剤	フォリスチム注	7日間投与
ヒト成長ホルモン剤	ノルディトロピン	1週間に6～7回に分けて皮下注
	ヒューマトロープ	1週間に2～4回に分けて筋注又は6～7回に分けて皮下注
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤	ノボセブンHI	出血時、止血が得られるまで4～6時間毎に2～5分かけて静注
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤	アドベイト	症状により1日1～3回
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤	ベネフィクス	症状に応じて適宜
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅷ因子製剤	バイクロット配合静注用子製剤	症状に応じて適宜
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤	クロスエイトMC	症状に応じて適宜
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤	クリスマシンM	症状に応じて適宜
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	ノイアップ注	1日1回皮下注/皮下注・静注
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	フォリスチム注	7日間筋注
ソマトスタチンアナログ	サンドスタチン皮下注	1日2～3回
リュープロレリン酢酸塩	リュープリンSR	12週に1回
グルカゴン製剤	グルカゴンGノボ注射用1mg	頓用
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト	ビクトーザ皮下注	1日1回
ヒトソマトメジンC製剤	ジェントロピンゴークイック	1週間に2～4回に分けて筋注又は6～7回に分けて皮下注

一般名	製品名	頻度
インターフェロンアルファ製剤	オーアイエフ	1日1回連日又は週3回
インターフェロンベータ製剤	ベタフェロン皮下注	皮下に隔日投与
エタネルセプト製剤	エンブレル皮下注	週2回又は週1回
ペグビソマント製剤	ソマバート皮下注	1日1回
スマトリプタン製剤	イミグラン注、イミグランキット皮下注	頓用
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤	強カネオミノファーゲンシー静注	1日1回静注又は点滴静注
アダリムマブ製剤	ヒュミラ皮下注	2週に1回
テリパラチド製剤	フォルテオ皮下注	1日1回
アドレナリン製剤	エピペン注射液	頓用
ヘパリンカルシウム製剤	ヘパリンカルシウム皮下注	1日2回
アポモルヒネ塩酸塩製剤	アポカイン皮下注	頓用
セルトリズマブペゴル製剤	シムジア皮下注	2週間に1回(症状安定後は4週間に1回可)
トシリズマブ製剤	アクテムラ皮下注	2週間に1回
メトレプレチン製剤	メトレプレチン皮下注	1日1回
アバタセプト製剤	オレンシア皮下注	週1回
pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤	ハイゼントラ皮下注	週1回
アスホターゼ アルファ製剤	ストレンジック皮下注	週6回又は週3回
グラチラマー酢酸塩製剤	コパキソン皮下注	1日1回
セクキヌマブ製剤	コセンティクス皮下注	4週間に1回

投与期間に上限が設けられている医薬品

保険医療機関及び保険医療養担当規則により投薬期間が14日と制限される医薬品

イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬(30日を限度とするものを除く)

(例)

アヘン等

ロ 麻薬及び向精神薬取締法第2条第6号に規定する向精神薬(30日、90日を限度とするものを除く)

(例)

ペンタゾシン、ミダゾラム等

ハ 新医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の第4第1項第1号に規定する新医薬品をいう)であって、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過していないもの(一部、対象外となる医薬品あり)